

非常時対応を見据えた地方公務員の体制のあり方について

第3回 ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会

平時には顕在化しないがひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす大規模災害、感染症、サイバーテロなどの潜在リスクに対して、平時から体制をどう整備し、また発生時にはどのように速やかな体制増強、被害最小化を図るか。

○非常時に対応するための人的資源の確保策

- ・まず自団体内で、いかに迅速かつ最適に融通を行うか（BCPにおける整理 等）
- ・民間企業等をどのように活用するか
- ・不足する公務の人材を自団体の外からどのように円滑に確保するか（地方公共団体間の協定 等）

○様々な主体による複層的なバックアップ体制の構築策

- ・各団体内におけるバックアップ体制をどのように整えるか
- ・広域的な連携によるバックアップ体制をどのように構築するか
- ・国の役割、都道府県の役割は何か

○非常時にバックアップ機能を担う人的資源の平時の役割と確保策

- ・公務外の有資格者を研修、登録し、非常時に動員する仕組み（例：消防団員、予備自衛官 等）
- ・公務内に必要な人材等を確保し、平時に専門を生かした業務に従事させつつ、非常時には非常時対応に円滑に移行する仕組み（例：緊急消防援助隊、復旧・復興支援技術職員派遣制度）

地方公共団体における非常時対応のイメージ

自団体内の人的資源の最適化

○庁内組織の見直し

- ・庁内での業務体制の構築（対応に当たる職員の動員）
- ・災害時の組織体制の柔軟な見直し（災害対応本部立ち上げ時の班編制）

○不要不急の業務の中止・延期

- ・不要不急な業務を中止・延期し、人的資源を非常時対応に集中

基本的な方針は
BCPに記載

○外部委託の活用

- ・民間で対応可能な業務について、外部委託を行うことで、職員でなければ対応できない業務にマンパワーを集中
例）災害時の災害ゴミの撤去等の処理
感染症患者に対する健康観察、問合せ対応のためのコールセンターの設置

自団体外の人的資源の活用

※主な広域応援派遣制度の概要は5頁参照

※応援派遣制度はいずれも自然災害発生時を主として想定

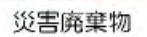
○地方公務員による応援

- ・同一都道府県内、友好都市間、地域ブロック内、全国知事会等において事前に締結している災害時相互応援協定等に基づく支援
 - ・応急給水、被災水道施設や被災下水道の応急復旧に係る支援
 - ・保健所等による健康危機管理に関する支援（DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム）
 - ・応急対策職員派遣制度（総括支援チーム・対口支援チーム）
 - ・復旧・復興支援技術職員派遣制度
 - ・緊急消防援助隊
- など

○国家公務員等による応援

- ・各省庁の所掌事務に応じたりエゾン派遣
- ・自衛隊（災害派遣部隊）、警察庁（警察災害派遣隊）、厚生労働省（DMAT）などの広域応援

災害時、市町村で様々な業務が次々と発生



◎災害が発生したときに市町村が担う主な業務

○災害対策本部の設置と災害マネジメント

- ・災害発生後、速やかに災害対策本部を立上げ、職員や情報を集めた上で、災害対応の方向性を決定
- ・刻々と変わる状況に応じて必要な対策を講じる「災害マネジメント」を実施

○被災者支援

- ・災害時には、多くの避難者が避難所へ殺到
- ・被災者の命や安全衛生を守るため、水や食料、物資、環境等を確保
- ・今後の生活再建支援等も視野に入れ、被災者の状況を定期的に把握
- ・住民による自主運営への移行を視野に入れた避難所運営

○災害廃棄物の処理

- ・災害廃棄物は平時の数年分の量が一度に発生
- ・初期対応が遅くなると、町中に膨大な災害廃棄物が溢れるため、仮置場を早急に確保し、住民・ボランティアに周知
- ・効率的な処理のため、仮置場に人を配置し分別管理
- ・腐敗性の廃棄物を優先的に処理するため、必要に応じ他の地方公共団体の廃棄物施設等と連携して対応

○罹災証明書の交付

- ・罹災証明書は、各種被災者支援策の判断材料に活用されるため、早期の交付が必要
- ・災害によって住宅がどの程度被害を受けたのか判定するため、各住宅の被害の程度を調査（被害認定調査）
- ・被害認定調査結果に基づき、罹災証明書を交付

○各種被災者支援策

- ・生活再建支援の第一歩として市町村主体で住民ニーズを把握し、仮設住宅の設置等住まいの確保を支援
- ・総合的な相談窓口の開設により被災者の健康管理や経済面でも支援

○復旧に関する業務

- ・住民の生活に大きな支障が出るため、災害により損傷した公共施設等を早期に復旧
- ・災害復旧事業等の補助制度を用いる場合、被害の大きさ、復旧の計画、それらに要するマンパワーや費用等を把握

主な広域応援派遣制度一覧【未定稿】（１／２）

		自然災害（応急復旧期）						
		応急対策職員派遣制度	緊急消防援助隊	総務省・災害時テレコム 支援チーム	災害派遣医療チーム	災害時健康危機管理 支援チーム	緊急災害対策派遣隊	災害廃棄物処理支援 ネットワーク
通称		-	-	MIC-TEAM	DMAT	DHEAT	TEC-FORCE	D.Waste-Net
所管		総務省	消防庁	総務省	厚生労働省	厚生労働省	国土交通省	環境省
設立年 （契機）		平成30年（平成28年熊本地震）	平成 7 年（阪神・淡路大震災）	令和 2 年（令和元年台風第15号、第19号）	平成17年（阪神・淡路大震災）	平成30年（熊本地震）	平成24年	平成27年
役割		・災害マネジメント ・避難所運営 ・罹災証明書交付事務等の支援	・人命救助活動等の支援	・情報通信分野における被災状況の詳細な把握 ・早期復旧その他災害応急対応に関する技術的な支援や関係行政機関・事業者等との連絡調整 等	・急性期（概ね48時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送	・被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を応援	被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行うため、国土交通省職員を被災地に派遣するもの	・片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 ・災害廃棄物処理実行計画の策定等に対する技術支援 ・災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等
構成員		【地方公務員】 他都道府県及び他都道府県内市町村の職員 （GADM・災害マネジメント支援員・連絡調整員）	【地方公務員】 他都道府県内市町村の消防隊員	総務省本省、総合通信局及び沖縄総合通信事務所の職員	【地方公務員】 医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員） 4～5名で構成	【地方公務員】 都道府県、保健所設置市、特別区の訓練を受けた地方公務員で編成（主に保健所職員）	地方整備局職員	【地方公務員】 環境省職員 研究・専門機関 一般廃棄物関係団体 産業廃棄物関係団体 建設業関係団体 輸送関係団体
	規模感	災害マネジメント総括支援員304名 災害マネジメント支援員412名 （令和 2 年度末時点）	登録数（R3. 4. 1時点） 721消防本部 6, 546隊	150人程度	全国に1, 686チーム、14, 204名の登録隊員（2019年3月末現在）		9, 500人以上	
活動期間		応急対応期	応急対応期	応急対応期	応急対応期	応急対応期	応急対応期 （発災後概ね 1 ～ 4 ヶ月）	発災後概ね 1 ヶ月（H28熊本地震時は 4 ヶ月）・復旧・復興期
直近の活動実績		令和 2 年 7 月 豪雨	・令和3年7月1日からの大雨 陸上部隊：延べ約900隊、約7, 900人 ・栃木県足利市の林野火災 陸上部隊：延べ14隊、46人 航空部隊：延べ42機、282人 ・令和 2 年 7 月 豪雨 陸上部隊：延べ1, 229隊、4, 866人	令和 2 年 台風第10号（45名） 令和 2 年 7 月 豪雨（138名） 福島県沖を震源とする地震（令和 2 年 2 月）（ 5 名） 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨（27名） 令和 3 年 8 月の大雨（12名）	・令和 2 年 7 月 豪雨（117チーム） ・千葉県北西部を震源とする地震（ 2 チーム）	・令和 2 年 7 月 豪雨（ 4 チーム）	令和 3 年 8 月 11 日からの大雨（関東、北陸、中部、中国、四国、九州の20県27市町）643人・日	令和 2 年 7 月 豪雨（20名）

※公表資料等で明らかにされていないものは斜線を付している。

主な広域応援派遣制度一覧【未定稿】（2／2）

	自然災害（応急復旧期）	自然災害（復旧・復興期）	
	災害派遣部隊	復旧・復興支援 技術職員派遣制度	地方三団体との派遣制度
通称	F A S T - F o r c e （初動対処部隊）	-	総務省等スキーム 知事会スキーム
所管	防衛省	総務省	総務省・全国知事会・ 全国市長会・全国町村会
設立年 （契機）		令和2年	平成23年（東日本大震災）
役割	・情報収集 ・捜索救助 ・応急医療、急患輸送 ・物資の輸送 ・給食・給水支援 などの実施について支援	・復旧・復興事業を支援	・復旧・復興事業を支援
構成員	自衛隊員	【地方公務員】 他都道府県及び他都道府県内 市町村の職員（中長期派遣可 能な技術職員）	【地方公務員】 他都道府県及び他都道府県内 市町村の職員
	規模感	中長期派遣可能な技術職員 R3.4.1時点：207名 うちR2.7豪雨の被災地に26名 派遣中	
活動期間	応急対応期	復旧・復興期	復旧・復興期
直近の活動実績	・令和3年8月の大雨 活動人員数：延べ約1,540名 ・令和3年7月豪雨 活動人員数：延べ約23,000名 ・栃木県那須塩原市の豚熱 活動人員数：延べ約200名 ・令和2年7月豪雨 活動人員数：延べ約340,000名 等	令和2年7月豪雨 派遣決定：31名 R3.4.1時点：26名派遣中	令和2年7月豪雨 派遣職員数：97名 （R3.4.1時点）

※公表資料等で明らかにされていないものは斜線を付している。

	その他（感染症等）		
	家畜防疫員等の派遣	看護師派遣	I H E A T
通称	-	-	-
所管	農林水産省	全国知事会 日本看護協会	厚生労働省
設立年 （契機）			令和2年8月
役割	家畜伝染病発生時の防疫業務 の支援 ・発生状況確認検査 ・清浄性確認検査 ・病性鑑定応援業務 ・殺処分業務	・医療機関や、宿泊療養施設 での感染症対応業務の支援	・保健所等での感染症対応業 務の支援
構成員	・動物検疫所 ・動物医薬品検査所 ・地方農政局 ・家畜改良センター ・都道府県 の職員	看護師	医師 歯科医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師 管理栄養士 等
	規模感		3,000人程度 （令和3年3月時点）
活動期間			
直近の活動実績	令和2年度の動員実績 鳥インフルエンザ：2,710名 豚熱：173名		

※各省のホームページ等により応援派遣室で作成

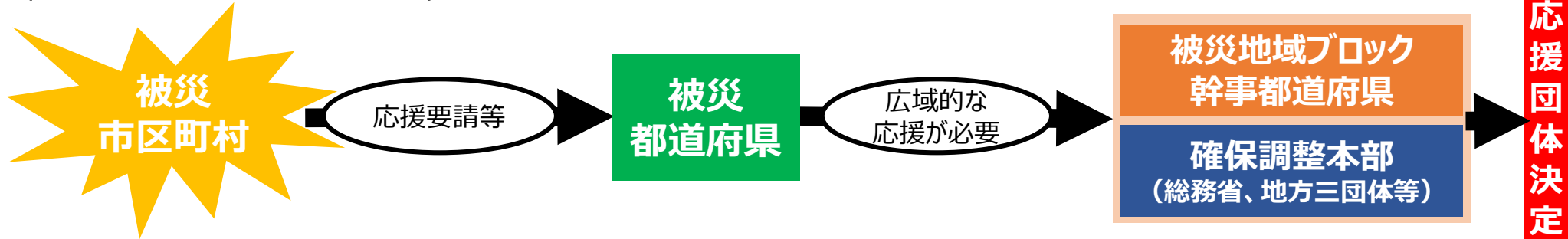
大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について

- 被災団体のニーズに応じ、発災直後の「短期派遣」と復旧・復興段階の「中長期派遣」を実施
- 災害時に地方公共団体間で職員の応援派遣を行う仕組みを構築
- 全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣

	短期派遣 (応急対策職員派遣制度)	中長期派遣 (復旧・復興支援技術職員派遣制度等)
被災自治体での支援業務	発災直後の災害応急業務 (避難所の運営・罹災証明書の交付等)	復旧・復興業務 (災害復旧事業に係る設計・施工管理等)
求められる役割	災害マネジメント支援・マンパワー	専門知識・技術
時期(目安)	発災後1～2か月程度	発災後3か月以降
職員の主な派遣期間	1週間程度で交代	通常は1年単位
派遣の形態	職務命令による公務出張	地方自治法に基づく職員派遣
費用負担	一般的には派遣元自治体	派遣先自治体
財政措置	・派遣元自治体が負担をする応援に要する経費(職員の超過勤務手当・活動経費等)について、特別交付税により措置(実績額の8割) ・被災自治体へ派遣される職員の装備(安全装備・寝具・情報通信機器等)に要する経費について、普通交付税により措置	・派遣先自治体が負担をする受入に要する経費(給与・各種手当等)について、特別交付税により措置(実績額の8割、震災復興特別交付税は10割) ・復旧・復興支援技術職員派遣制度においては、一定要件を満たす場合、人件費を普通交付税(市町村は特別交付税)により措置

応急対策職員派遣制度について（平成30年3月創設）

〔 応援団体決定までの流れ 〕



（１）総括支援チームの派遣

- 対口支援に先立つ先遣隊として、被害状況、応援職員のニーズを確認
- 被害市区町村の災害マネジメントを支援
※ 災害が発生するおそれでも派遣できる。

＜総括支援チームの構成イメージ＞

災害マネジメント総括支援員 ※	(1名)
災害マネジメント支援員 ※	(1～2名)
連絡調整要員	(1～2名)

※ 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録

登録者数	： 災害マネジメント総括支援員 304名
(R3.3末現在)	災害マネジメント支援員 412名

（２）対口支援チームの派遣

- 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- 都道府県又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て
(都道府県は管内市区町村と一体的に支援)
- 原則として、総括支援チームとセットで決定

（３）令和2年7月豪雨における派遣実績

- 熊本県内の被災8市町村に対し、13県市から派遣うち
 - ・総括支援チーム：10県市から延べ 464名
 - ・対口支援チーム：11県市から延べ5,903名

最近の応援職員の短期派遣の実績

			総括支援チーム 被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援	対口支援チーム 1対1で被災市区町村を担当 主に避難所運営支援・罹災証明書の発給支援	計
令和元年度	8月の前線に伴う大雨	延べ人数	21名	—	21名
		被災自治体数	1町	—	1町
		応援自治体数	2団体	—	2団体
	房総半島台風	延べ人数	308名	3,545名	3,853名
		被災自治体数	9市町	9市町	11市町
		応援自治体数	9団体	16団体	16団体
	東日本台風	延べ人数	573名	9,260名	9,833名
		被災自治体数	10市町	27市町	28市町
		応援自治体数	10団体	34団体	35団体
令和2年度	令和2年7月豪雨	延べ人数	464名	5,903名	6,367名
		被災自治体数	8市町村	8市町村	8市町村
		応援自治体数	10団体	11団体	13団体

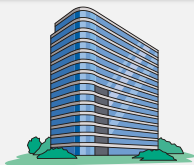
復旧・復興支援 技術職員派遣制度（令和2年度～）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声が強いものの、恒常的に不足している状況



都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み

都道府県等



新たな
技術職員群

技術職員（土木技師・建築技師・農業土木技師・林業技師）を都道府県等※で増員し、新たな技術職員群としてまとめて確保

(A) 技術職員不足の市町村支援(平時)

都道府県等※が
市町村支援業務のための技術職員を配置

(B) 中長期派遣要員の確保(大規模災害時)

事前登録された技術職員数を基に、
地方三団体及び指定都市市長会とともに派遣調整

事前登録

中長期派遣可能な
技術職員数
(1000人程度の確保を目指す)

地方交付税措置

「技術職員の増員数」の範囲内で、

- ・「市町村支援業務に従事する技術職員数」（A）
 - ・「中長期派遣可能な技術職員数」（B）
- のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に、地方交付税措置

※令和3年度は127名分を措置

・ R3.4.1現在の登録者数：207名

→令和2年7月豪雨災害の被災地に技術職員26名を派遣中

市町村支援業務について

市町村支援業務の事例

岐阜県 下記のとおり、市町村の相談支援業務を実施

職種	所属	市町村支援内容
土木	道路維持課 都市整備課 土木事務所	市町村道整備事業の相談支援 市街地整備事業等の相談支援 市町村道整備事業の相談支援（※県事業にも従事） <R3拡充>
建築	住宅課	空家対策の相談支援 <R3拡充>
農業土木	農林事務所	団体営農村整備事業の相談支援 農業用ため池保全の相談支援 <R3拡充>
林業	農林事務所 治山課 森林文化アカデミー	森林経営管理制度等の相談支援 山地防災対策の地形データ解析 <R3拡充> 山地災害対策の研修等 <R3拡充>

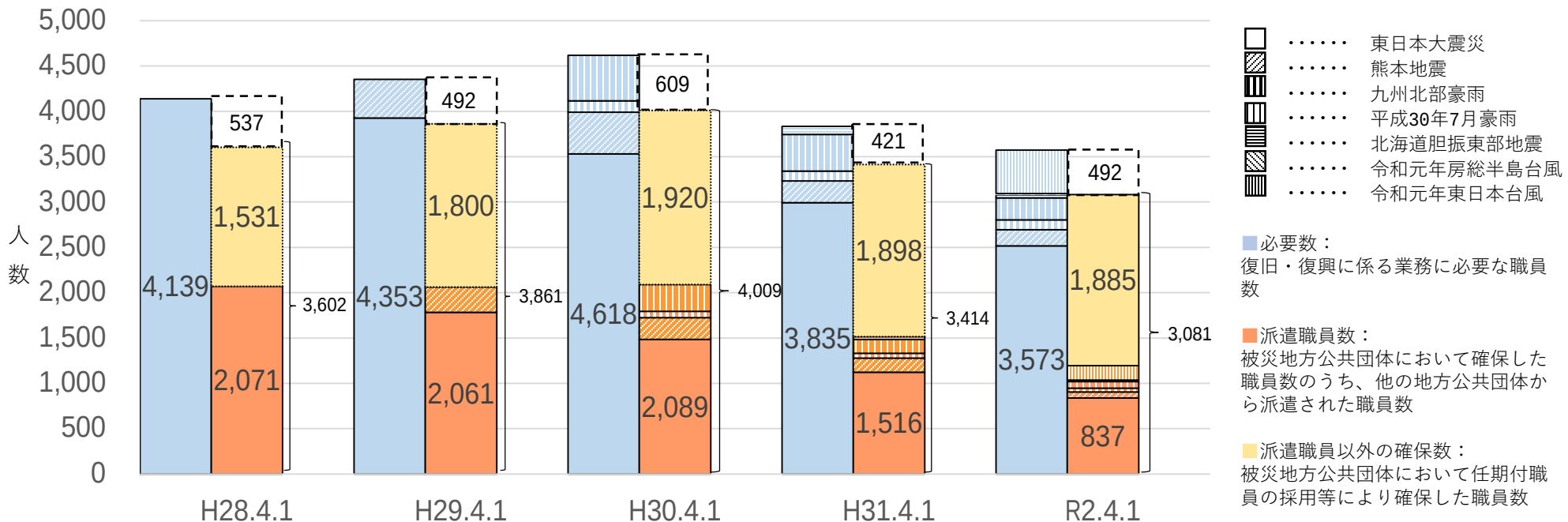
広島県 農林事務所に技術支援班を設置し、団体営農村整備事業、災害復旧事業等の相談支援を実施

長野県 建設事務所に技術専門員を配置し、市町村道整備事業の相談支援を実施

奈良県 土木事務所、道路保全課により、市町村道整備事業を受託し県が事業実施（市町村職員は県職員と併任発令を行い、県担当者と協働で受託業務に従事）

被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣

東日本大震災以降の大規模災害における職員の必要数と確保数の状況



※個別の災害毎にみると職員の不足数は復旧・復興が進むにつれて減少するものの、近年災害が相次いで発生しているため、全体的には充足率は大きく上昇していない状況

総務省の対応

- ・ 全国知事会、全国市長会及び全国町村会と連携するとともに、全国の都道府県及び指定都市に対する個別の働きかけ
- ・ 全国の都道府県知事及び市区町村長宛てに総務大臣書簡を発出し、格別の協力を依頼
- ・ 派遣職員に係る費用について、東日本大震災については、派遣先団体に対し震災復興特別交付税により措置。その他の災害については、派遣先団体に対し特別交付税により措置 など

応援職員へのアンケート結果

●派遣されることで、自団体へ還元できることや自団体がプラスになると感じたこと（短期）

- ・ 応援派遣したことで、災害対応に対する経験や知識が増えるとともに、自団体における課題が明確になった。
- ・ 経験者、年長者数名と他は若年者で構成することで、若年者が経験を積むことができた。
- ・ 本県は、近年大きな災害がなく被災地の期待に応えることができるか不安もあったが、派遣先の市区町村と一緒に勉強させていただき、ありがたかった。
- ・ 被災地での対応経験は、必ず自団体が被災した場合に生きてくる。

●実際に派遣されて良かったこと、経験して得られたこと（中長期）

- ・ 普段経験できない災害発生後の現場経験や設計などの復旧・復興業務を経験できた。
- ・ 派遣先や他の派遣元の考え方や業務の工夫等を知ることができ、見識が広がった。
- ・ 他団体の職員等と情報交換をしたり、一緒に業務を行ったりすることで他団体とのネットワークができた。
- ・ （都道府県職員が）普段経験できない市町村職員の立場で仕事をするすることで、市町村からの目線や住民に近い立場での仕事などの貴重な経験をすることができた。

●派遣されることで、自団体へ還元できることや自団体がプラスになると感じたこと（中長期）

- ・ 災害直後から復旧・復興業務に携わることができ、どのような方法や方向で対応するかなどのノウハウや経験を持ち帰り、自団体へ還元することができる。
- ・ 被災団体や他の派遣団体との繋がりができる。
- ・ 災害対応以外の通常業務の進め方や各種要領要綱、マニュアル等で自団体との違いがあり、出身団体の業務の進め方等のブラッシュアップの参考になる。

緊急消防援助隊

大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための**全国的な消防の応援制度**

被災県知事からの応援要請※



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動

※または、災害の規模等に照らし、緊急を要し要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めるとき

登録隊数 6,546隊 25,344人 (令和3年4月1日現在)

＜緊急消防援助隊が出動した災害対応状況＞



救助活動(熊本県球磨川付近)
令和2年7月豪雨
撮影:宮崎市消防局



救助活動
静岡県熱海市土石流災害
撮影:東京消防庁

＜緊急消防援助隊の出動実績＞ ※令和3年10月1日現在

- 発足から約26年間で、43回の出動
- 内訳：地震災害18回、風水害（土砂災害を含む。）16回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回

＜緊急消防援助隊が出動した近年の災害＞

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	出動隊数
平成28年熊本地震	273名	H28.4.14～4.27	14日	1,644隊
平成28年台風第10号による災害	29名	H28.8.31～9.9	10日	257隊
栃木県那須町雪崩事故	8名	H29.3.27～3.28	2日	3隊
平成29年7月九州北部豪雨	44名	H29.7.5～7.25	21日	1,179隊
大分県中津市土砂災害	46名	H30.4.11～4.14	4日	31隊
大阪府北部を震源とする地震	6名	H30.6.18	1日	2隊
平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	232名	H30.7.6～7.31	26日	1,383隊
平成30年北海道胆振東部地震	41名	H30.9.6～9.10	5日	197隊
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	4名	R1.8.28～8.31	4日	43隊
令和元年東日本台風（台風第19号）による災害	107名	R1.10.13～10.18	6日	276隊
令和2年7月豪雨	86名	R2.7.4～7.15	12日	532隊
栃木県足利市林野火災	0名	R3.2.25～3.3	7日	24隊
静岡県熱海市土石流災害	27名	R3.7.3～7.26	24日	815隊

緊急消防援助隊に関する法体系

【消防組織法】

第44条（長官等の措置要求等）

応援等の要請、応援等の措置の求め、出動の指示等

第44条の2（消防応援活動調整本部）

第44条の3（緊急消防援助隊に対する指示等）

第45条（緊急消防援助隊）

緊援隊の定義、編成・施設等の基本計画、部隊登録

第49条（国の負担及び補助）

出動の指示による場合の経費の負担、施設整備に要する経費の補助等

第50条（国有財産等の無償使用）

緊急消防援助隊の活動に必要な国有財産等の無償使用

【緊急消防援助隊に関する政令】

登録、国庫負担、国庫補助等

【省令】（緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令）
無償使用の申請・許可・条件、現状変更、保管の原則等

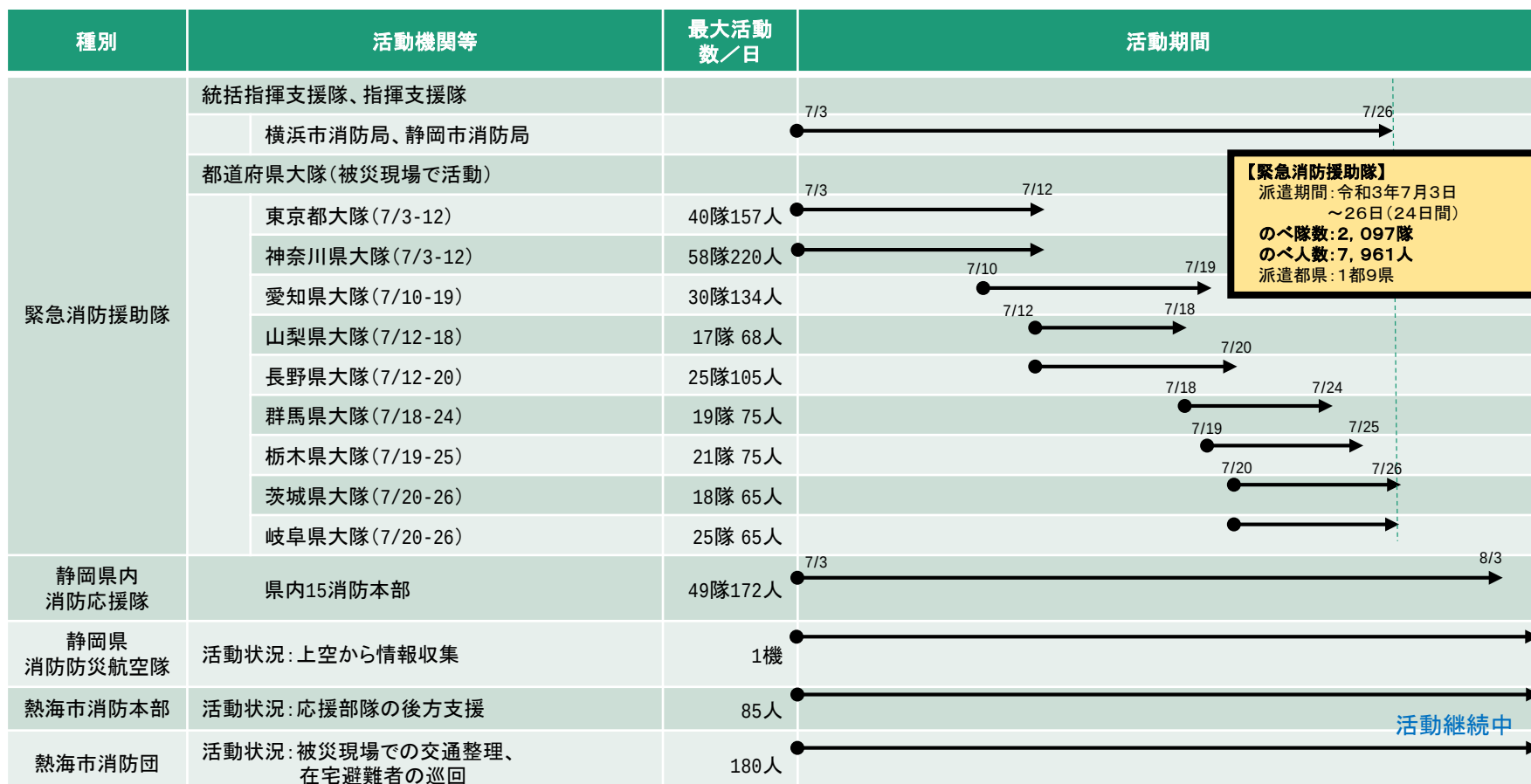
【緊急消防援助隊に係る国有財産等の無償使用に関する要綱】

使用期間、無償使用の条件、様式等

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- 平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足。
- 平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化。

静岡県熱海市土石流災害における緊急消防援助隊等の活動状況（令和3年7月）



活用した車両・資機材

重機（10両）

堆積した土砂や重量物の排除



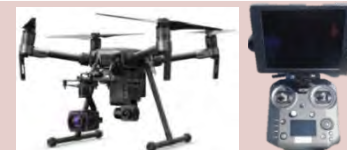
拠点機能形成車（2両）

テントやトイレ等の長期間の消防応援活動に対応した資機材を搭載



ドローン・映像伝送装置（6機）

災害現場の情報を収集、伝達



緊急消防援助隊の車両・資機材の整備

(1) 情報収集活動用ハイスペックドローンの整備

要救助者の安否状況の把握・検索建物の方針決定などのために、空撮した複数写真を処理し、災害活動現場の地図画像を作成できるドローンを整備。

現状台数	令和4年度要求台数
52台※	47台

※令和3年度末見込み



【情報収集活動用ドローン】



【映像伝送装置】



(災害発生前の地図)

(災害発生後の地図)

【地図画像作成ツール】

(2) 小型救助車の整備

大型の消防車が進入できない急傾斜地や障害物が散在する狭隘なアクセスルートで発生した災害においても迅速な救助活動が行えるよう、資機材搬送能力、登坂能力等に優れた小型車を整備。

現状台数	令和4年度要求台数	今後の目標台数
2台※	6台	各都道府県に1台

※東京消防庁が独自に整備



【小型救助車】

(3) 緊急消防援助隊設備整備費補助金

「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強させるため、車両・資機材等を整備。 [令和4年度要求 49.9億円]

(4) 無償使用車両・資機材の整備等

○ 拠点機能形成車

長期かつ大規模な部隊出動が見込まれる被災地において、現地指揮本部としての機能及びテントや寝袋、暖かい食事の提供、トイレ・シャワー等の消防応援活動を支える拠点機能を形成する車両を整備。

現状台数	5か年加速化対策整備目標	今後の目標台数
25台	10台	各都道府県に1台



【拠点機能形成車】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部におけるDMAT活動

• 厚労省本部地域支援班として活動 DMATのR2年度における活動

- DMAT事務局員19名が厚生労働省参与として、4月15日より活動開始。
- 4月15日～10月30日において約1,500人・日の活動。
- 活動内容
 - 本部での各都道府県庁調整本部設置状況の把握、クラスター発生病院/施設の情報収集、地域支援班の活動方針の整理、感染症対応資材(防護具など)対応、地域支援班の派遣調整等を実施
 - クラスター発生の病院/施設における指揮情報支援、必要な物資調整、人的支援調整、搬送調整等を現地にて実施。

(参考) 各都道府県におけるDMAT登録者の活動

※DMAT登録者がDMAT派遣ではなく都道府県庁等で活動を行っている場合も多いためDMAT登録者ここでは記載

- 都道府県調整本部では、45都道府県においてDMAT登録者が参画、27都道府県においてDMAT登録者常駐(最大時)
- 調整本部以外での対応も実施(宿泊療養施設準備・対応、クラスター発生病院/施設支援): 北海道、青森県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、石川県、京都府、大阪府、滋賀県、愛媛県、長崎県、福岡県、熊本県、沖縄県等で実施

※全国知事会において、兵庫県、沖縄県、宮城県、大阪府、北海道に看護師を派遣

※日本看護協会においても、看護職員派遣体制を整備

新型コロナウイルス対応に係る保健所等の体制強化の取組

R3.10 厚生労働省資料より事務局作成

＜令和2年＞

6月19日 今後を見据えた保健所の即応体制の整備に全庁的に取り組んでいただくよう依頼（新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

8月28日 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組を決定（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

9月25日 保健師等の専門職の応援派遣スキームの構築等発出、応援派遣及び受援に関するガイドライン、縮小・延期等の柔軟な対応が可能な業務リスト、保健所の外部委託等に対係る取組を送付（厚生労働省・総務省通知）

11月2日 自治体間の応援派遣を実施するための応援派遣要領を発出（厚生労働省健康局健康課長通知）

11月10日 IHEAT（「人材バンク」）に係る関係学会・団体の名簿（第1弾）を各都道府県へ 送付

11月18日 新型コロナウイルス感染症対応人材バンクの運用について令和2年度の概要を発出（厚生労働省健康局健康課事務連絡）

11月27日 IHEAT（「人材バンク」）に係る関係団体の名簿（第2弾）を各都道府県へ送付

12月21日 保健所の恒常的な人員体制強化のため、保健所において感染症対策業務に従事する保健師の増員に要する地方財政措置を講ずる旨、令和3年度地方財政対策にて決定

＜令和3年＞

1月8日 新型コロナウイルス感染症に関する保健所体制の整備と感染拡大期における保健所業務の重点化について周知（新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

3月24日 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について周知（新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

3月30日 急激な感染拡大に備えて現時点で速やかに確認・点検すべき事項について周知（新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、診療・検査の拡充、医療体制の確保、入院調整体制の強化、保健所の人員増と体制整備、自宅療養の健康管理

3月31日 IHEATの運用要領（令和3年度）の発出（厚生労働省健康局健康課事務連絡）

6月4日 感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について周知（新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

8月3日 現下の感染拡大を踏まえた患者療養の考え方について要請（新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

10月1日 今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について依頼
今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る保健所体制の整備等について（新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

新型コロナウイルス感染症対応における保健所の体制整備

(1) 保健所の業務継続のための体制整備

- ①帰国者・接触者相談センターの外部委託
- ②非常勤職員の活用 ・非常勤職員の雇用に係る経費の助成
- ③その他の保健所の業務継続のための体制整備
 - ・保健所内の感染症以外の業務担当職員による応援体制の整備 ・緊急性の低い業務の縮小・延期等

(2) 保健所の体制強化のためのチェックリスト

以下の業務のリスト化

- ①衛生主管部局以外の事務職員による支援が考えられる業務
- ②外部委託が可能と考えられる業務
- ③縮小・延期等が可能と考えられる業務

(3) 職員の拡充に対する取組

- ①保健所の体制整備のための外部委託先の確保
- ②非常勤職員の雇用に係る関係団体への協力依頼

(4) 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムの構築

- ・保健所職員が入力した情報を別途都道府県に報告することなく行政間での共有を可能にするなど業務のIT化（HER-SYS）

各自治体における好事例集も含めて、One Publicに掲載中。

新型コロナウイルス感染症保健師等自治体間応援派遣実績

令和3年9月29日現在

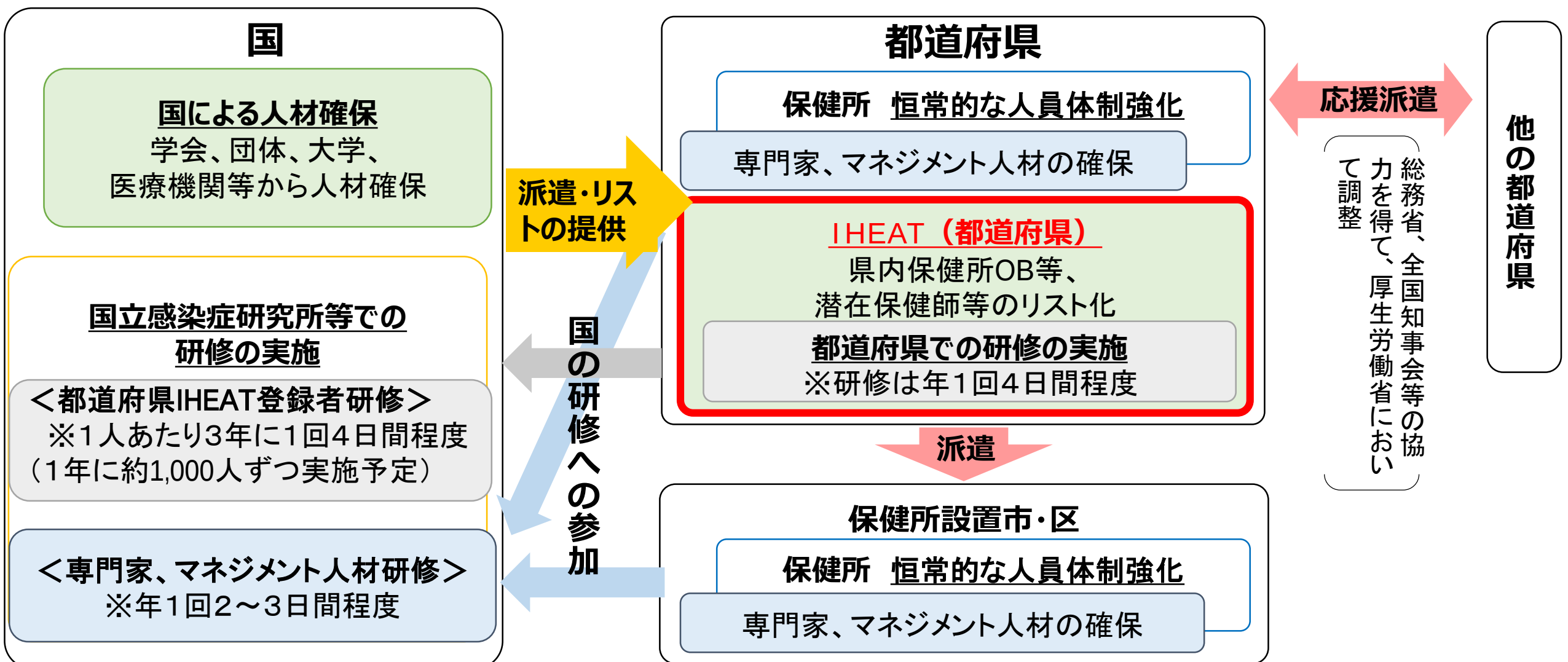
R3.10 厚生労働省資料より事務局作成

派遣先	時期	都道府県間 による応援派遣	国職員および 参与の派遣
北海道 (札幌市、旭川市含 む)	令和2年11月 ～令和3年1月	延べ24県から49名派遣	延べ26名 国職員:14名 参与:12名
大阪市	令和2年12月	9府県から20名派遣	3名 国職員:2名 参与1名
神奈川県 (横浜市、川崎市、 相模原市含む)	令和3年1月～2月	6県から14名派遣	延べ36名 国職員:12名 参与:24名
仙台市	令和3年3月～4月	16県から54名派遣	4名 国職員:3名 参与:1名
兵庫県 (神戸市、西宮市、 姫路市含む)	令和3年4月～5月	5県から15名派遣	13名 国職員:9名 参与:4名

IHEAT（アイ・ヒート）等による保健所の体制強化

R3.10 厚生労働省資料より事務局作成

- 保健所の恒常的な人員体制強化に加え、感染拡大時に備え、国において都道府県間の応援派遣体制を構築するとともに、学会・関係団体等から派遣可能な保健師、医師、看護師等を約3,000人以上確保
(令和2年度末現在)
※今後、自治体においても別途人材を確保
- 国から提供されたリストに基づき、各都道府県でIHEAT(Infectious disease Health Emergency Assistance Team)を設置し、県内の保健所に派遣。感染拡大時に即座に対応できるよう、IHEAT登録者には毎年研修を実施。



令和4年度 厚生労働省 予算概算要求の主要事項（抄）

1 新型コロナウイルス感染症から国民を守る医療等提供体制の確保

56億円＊（28億円）

（2）新興感染症等の感染拡大時に対応可能な医療支援チームの創設 8.8億円（6.1億円）

災害派遣医療チーム（DMAT）の枠組みを拡充し、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な医療支援チームを組織するとともに、医療支援チームの人材育成の強化等を図るため、DMAT事務局の体制を拡充する。

2 検査体制の確保、保健所・検疫所等の機能強化、ワクチン接種体制の構築

29億円＊（18億円）

（3）IHEAT による保健所の人員体制強化、地方衛生研究所の機能強化【一部新規】【一部推進枠】
15億円（5.6億円）

感染拡大時に保健所業務を支援することのできる専門人材の派遣の仕組みである IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）の体制を強化するとともに、IHEAT 名簿登録者に対する積極的疫学調査を中心とした保健所業務に関する研修を引き続き行う。

また、地方衛生研究所に対する検査機器の整備や検査実施に関するトレーニングについて支援を実施するとともに、有識者による検討の場を設け、今後の地方衛生研究所の在り方について調査・検討を行う。

（注）＊と記載のあるものは、コロナ対策として、今後の感染状況を踏まえ、予算編成過程で検討するものを含む。

（注）（ ）内は令和3年度当初予算額を示したものの。